

豊中市規則第42号

豊中市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

豊中市建築基準法施行細則（昭和43年豊中市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）				（ 改 正 後 ）					
（建築物の定期報告） 第12条（省略） 2（省略） 3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目，方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により市長が付加する定期調査等の項目，方法及び結果の判定基準による定期調査等（ <u>個室ビデオ店等に係るものに限る。</u> ）は，次の表の（1）の欄に掲げる項目に応じ，同表の（2）の欄に掲げる方法により実施し，その結果が同表の（3）の欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。				（建築物の定期報告） 第12条（省略） 2（省略） 3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目，方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により市長が付加する定期調査等の項目，方法及び結果の判定基準による定期調査等は，次の表の（1）の欄に掲げる項目に応じ，同表の（2）の欄に掲げる方法により実施し，その結果が同表の（3）の欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。 <u>ただし，同表アの項からウの項までに掲げるものは，個室ビデオ店等に係る定期調査等に限る。</u>					
		(1) 調査項目	(2) 調査方法	(3) 判定基準			(1) 調査項目	(2) 調査方法	(3) 判定基準
（省略）				（省略）					
イ	階段	直通階段の設置状況	目視及び設計図書等により確認する。	（省略）	イ	階段	直通階段の設置状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）及び設計図書等により確認する。	（省略）
（省略）				（省略）					

( 現 行 )					( 改 正 後 )				
ウ	出口	出口の確保の状況	目視及び設計図書等により確認する。	(省 略)	ウ	出口	出口の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	(省 略)
					エ	常時閉鎖した状態にある防火扉のうち各階の主要なものの(以下「常閉防火扉」という。)	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
						扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
						扉, 枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形, 損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	
						固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。	
					人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し, 扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに, 必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号の規定に適	

( 現 行 )	( 改 正 後 )				
4・5 (省 略)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1133 256 1193 304"></td><td data-bbox="1193 256 1303 304"></td><td data-bbox="1303 256 1500 304"></td><td data-bbox="1500 256 2047 304">合しないこと。</td></tr></table> 4・5 (省 略)				合しないこと。
			合しないこと。		

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。